

| 市町村  | 区分                             | 概要  |
|------|--------------------------------|---|
| 北見市  | 住宅設備設置等に対する助成等                 | 住宅用太陽光発電システム導入費補助制度（住宅用太陽光発電システムを一般住宅に設置する方に、設置費の一部を補助します。）   |
| 網走市  | 土地の販売・分譲                       | 市有地【2区画】①宅地（柱町）320.78㎡、3,785,000円、②雑種地（向陽ヶ丘）3,900.00㎡、28,470,000円   |
|      | 住宅の改修に対する助成等<br>住宅設備設置等に対する助成等 | 市内で住宅を所有（取得）し居住する方に、住宅リフォーム費用の補助（10万円以上の工事に対し10%かつ限度額10万円（子育て世帯20万円）  |
| 紋別市  | 住宅・土地取得に対する助成等                 | 取得や改修に係る費用の一部を補助（移住者加算あり）   |
| 美幌町  | 住宅・土地取得に対する助成等                 | 町内で生産されたFSC認証材を新築は10㎡以上、増改築は1㎡以上使用し、かつCOC認証を取得している町内工務店による新築・増改築の場合、集成材は1㎡あたり4万円を補助し、コアドライ材は1㎡あたり12万円を補助                              |
|      | 住宅の改修に対する助成等                   | 工費50万円以上（税抜）のリフォームあるいはCO2排出削減に寄与する設備の設置工事に対し、工事費の1/5（上限50万円）を補助   |
|      | 住宅の改修に対する助成等                   | 耐震改修工事に対し、工事費の一部を補助<br>・工事費20万円未満の工事に対して、耐震改修工事に要した費用を補助  |
|      | 住宅設備設置等に対する助成等                 | ベレットストーブの設置（購入）に要する経費の2/3以内（上限40万円）を補助  |
|      | 住宅・土地取得に対する助成等                 | 空き家を解体して更地にし、2年以内に跡地に住宅を新築する場合、解体費用の4/5（上限100万円）を補助   |
| 津別町  | 住宅・土地取得に対する助成等                 | 中古住宅を購入される方に、建物の固定資産税課税標準額100万円以上から奨励金20万円から30万円を交付10年以上定住を確約される方   |
|      | 住宅・土地取得に対する助成等                 | 住宅を新築される方に奨励金を交付 町内に住宅がある方は今後町内に転入しようとする方で、自らが住む住宅を新築し、10年以上の定住を確約される方  |
|      | 住宅の改修に対する助成等                   | 住宅を改修される方に奨励金を交付 建築後10年以上経過した住宅の改修工事で、改修後10年以上の定住を確約された方を対象 奨励金は改修費用20%で50万円が限度   |
|      | 住宅設備設置等に対する助成等                 | 太陽光発電システムを設置する方に対し、補助金を交付<br>津別町に所在を有し、町内で自ら居住する住宅等に新たに発電システムを設置する方、又は発電システム付の新築住宅を購入する方  |
|      | その他                            | 町内にある（空家、空き地、空き店舗、空き事務所）に関わる情報の提供（空家バンク）  |
| 斜里町  | 住宅の改修に対する助成等                   | 居住環境の整備に係るリフォーム費用の一部を補助。住宅の長寿命化、省エネ・寒冷地仕様化、バリアフリー化等を目的としたリフォームが対象。  |
| 清里町  | 住宅・土地取得に対する助成等                 | 新築住宅を購入または建設した場合50万円を交付。中古住宅を購入した場合、上限50万円として取得価格分を交付<br>上記で町内に営業所がある事業所を活用して新築住宅を建設する場合は50万円を加算。小学生以下の子どもがいる場合、上限100万円として1人当たり50万円加算 |
|      | 住宅の改修に対する助成等                   | 町商工会会員事業所を活用して、自己の所有する住宅を増築・改築・改修工事する場合に、費用の1/3（上限30万円）を交付  |
|      | その他                            | 空き家バンク事業により、町内の空き家・空地情報を提供  |
| 小清水町 | 住宅の改修に対する助成等                   | 空き家バンク登録住宅改修に対する補助。対象の改修費の1/3(上限額50万円)  |
| 訓子府町 | 住宅の改修に対する助成等                   | 空き家バンク制度を活用し購入・改修を行う際、費用の一部を補助（最大300万円）   |
| 置戸町  | 土地の販売・分譲                       | 境野親交団地【3区画】462.82㎡=499,800円、462.81㎡=499,800円、545.46㎡=589,000円   |
|      | 住宅・土地取得に対する助成等                 | 町内に住宅を新築した場合、50万円以上（平均100万円）の補助金を交付し、中古住宅を取得した場合は50万円を限度に取得費用の20%を補助  |
|      | 住宅の改修に対する助成等                   | 町内の住宅をリフォームした場合、経費の1/5を助成（上限50万円）、空き家の改修を行った場合は、経費の1/2を助成（上限100万円）  |
|      | 住宅の改修に対する助成等                   | 高齢者や身体障がい者と同居されている方が住宅を改修しようとした際に、改修費用の1/2を助成（上限100万円）  |
|      | 住宅設備設置等に対する助成等                 | 住宅用太陽光発電システムを設置するものに対し、設置費の一部を助成（上限28万円）  |
|      | 住宅設備設置等に対する助成等                 | 合併処理浄化槽を設置する場合に、1基につき94～150万円の補助金を交付  |
|      | その他                            | 都度、空き家に係る登録情報をホームページで公表。現在、4件の物件を公表   |
| 佐呂間町 | 住宅・土地取得に対する助成等                 | 住宅・住宅改修・住宅設備等助成、新・増・改築については1㎡あたり1万5千円（200万円限度）、改修住宅は改修費の10分の1（100万円限度）  |
|      | 住宅の改修に対する助成等                   |   |
|      | 土地の販売・分譲                       | 勤労者住宅用地の販売（勤労者を対象とした用地分譲、取得後1年以内に住宅を建設）   |
| 遠軽町  | 住宅設備設置等に対する助成等                 | ベレットストーブを設置する場合、費用の一部を補助  |
| 湧別町  | 住宅・土地取得に対する助成等                 | 住宅の新築又は購入及び分譲宅地（転入者に限る）の購入に対する助成、中古住宅購入に伴った町内業者による修繕に係る費用の助成  |
|      | 住宅の改修に対する助成等                   |   |
|      | 土地の販売・分譲                       | 分譲宅地の情報提供   |
| 滝上町  | 住宅の改修に対する助成等                   |   |
|      | 住宅・土地取得に対する助成等                 | 購入した中古住宅の改修及び新築住宅の建築  |
|      | 住宅の賃貸に対する助成                    | 滝上町定住促進住宅（3戸）を移住者用賃貸住宅として整備   |
| 興部町  | 住宅・土地取得に対する助成等                 | 定住促進のため、個人での住宅建築や、事業者が行う従業員用住宅の新築費用の助成  |
| 西興部村 | 住宅の改修に対する助成等                   | 色彩統一事業（建物の屋根、または外壁を村の指定色にした場合に最大75万円の補助）  |
|      | 住宅の改修に対する助成等                   | 廃屋解体撤去事業（景観を阻害している廃屋の解体撤去事業に対し最大100万円の補助）   |
|      | 住宅の改修に対する助成等                   | 快適に過ごすための空家や既存住宅のリフォーム経費を最大100万円助成  |
|      | 住宅設備設置等に対する助成等                 | 太陽光発電システム導入費を、最大65万円補助  |
|      | 住宅・土地取得に対する助成等                 | 村指定宅地に建築で、10年間宅地使用料無料   |
|      | 住宅・土地取得に対する助成等                 | 一戸建て、二世帯住宅建設に一棟定額200万円助成。加算分として二世帯住宅100万円。<br>中学生の子供一人につき50万円、移住者加算として、移住後一年以内に建設した場合+50万円  |
|      | その他                            | 家電リサイクルやパソコンリサイクル品を除き日常の家庭から出る一般的なゴミは無料   |

|                |                            |   |
|----------------|----------------------------|---|
| 雄武町            | 住宅・土地取得に対する助成等<br>土地の販売・分譲 | 移住宅地において住宅建築を予定している方に無償で貸付を行い、一定期間内に住宅を建築した際に無償譲渡   |
|                | 住宅・土地取得に対する助成等             | 町内に住宅を建築した場合、15,000円/㎡を補助(上限200万円;町外業者施工は算定額の半額かつ上限100万円)<br>※同居する子供1人につき20万円を、管内認証木材を使用した場合は木材使用量1㎡あたり15,000円を加算 |
|                | 住宅・土地取得に対する助成等             | 町内の中古住宅を購入した場合、7,500円/㎡を補助(上限100万円)<br>※同居する子供1人につき20万円を加算  |
|                | 住宅・土地取得に対する助成等             | 町内建設業者によって町内の住宅を増改築した場合、15,000円/㎡を補助(上限200万円)   |
|                | 住宅の改修に対する助成等               | 改修した場合、改修費用の1/3以内を補助(上限100万円)   |
|                | 住宅設備設置等に対する助成等             | 町内業者により住宅に合併処理浄化槽を設置する方に対し、設置費用の95%相当を補助<br>※補助限度額 5人槽:130万円 7人槽:160万円 10人槽以上:200万円                               |
|                | 住宅設備設置等に対する助成等             | 合併処理浄化槽を設置している方で、水質に関する検査及び保守点検に要する費用について、25,000円を限度に補助   |
|                | 大空町                        | 住宅・土地取得に対する助成等  |
| 住宅の改修に対する助成等   |                            | 上記の住宅を、1年以内に町内業者で改修を行った場合に改修費用の1/2(上限30万円)助成  |
| 住宅・土地取得に対する助成等 |                            | 定住を目的として新築した住宅に居住した場合に最大150万円助成   |
| 住宅の改修に対する助成等   |                            | 町内業者に依頼して実施する住宅リフォームの費用の1/3(上限30万円)を助成  |
| 住宅・土地取得に対する助成等 |                            | 住宅の新・増・改築に際し、地域材使用量1㎡あたり5万円(上限100万円)を補助   |